上越市地方創生推進事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、当市における地方創生の推進を図るため、地方創生に資する事業を行う団体等に対し、予算の範囲内で交付する補助金の交付に関し、上越市補助金交付規則 (昭和46年上越市規則第56号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる団体及び法人(以下「補助対象者」という。) は、上越市まち・ひと・しごと創生推進協議会(以下「協議会」という。)の会員団体並 びに協議会に参加する団体及び法人とする。

(補助対象事業)

- 第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、第2期上越市まち・ひと・しごと創生総合戦略(令和2年2月18日策定。以下「第2期総合戦略」という。)に定める具体的施策の実現に資する次に掲げるいずれかの事業(以下「戦略事業」という。)で、新規性、地域性等を有すると市長が認めるものとする。
  - (1) 次に掲げるいずれかの事業(上越市地方創生推進事業)
    - ア 第2期総合戦略の個別事業リストに掲載する事業のうち、既存の取組を拡充し、若 しくはレベルアップする事業又は未実施の取組を実施する事業
    - イ 新たに取り組む事業
  - (2) 前号の事業のうち、第2期総合戦略に掲げた重点事項に該当する事業であって、市長が別に定める審査基準に基づき選定する事業(過去に本補助金の交付を受けた事業に関係する取組については実施の必要があると認められるものに限る。)(上越市地方創生推進事業提案モデル型事業)

(補助対象経費)

- 第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業の実施に必要な経費(次年度に行う戦略事業のための調査及び事業計画の策定に係る経費を含む。)とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は補助対象経費としない。
  - (1) 補助金の交付の申請、補助対象事業の実績の報告及び補助金の請求に要する経費
  - (2) 補助対象者及び関係者の飲食及び遊興に係る経費
  - (3) 不動産の取得に係る経費
  - (4) 建物の建設、改修等のハード事業 (ソフト事業と組み合わせて行うものを除く。) に

係る経費

- (5) 補助対象事業の実施に必要な臨時的な雇用以外に係る人件費
- (6) 本市、国又は他の地方公共団体からの補助金の交付の対象となる経費
- (7) その他市長が補助対象経費にふさわしくないと認める経費 (補助金の額等)
- 第5条 第3条第1号に該当する事業の補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額(当該額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)とし、50万円を限度とする。
- 2 第3条第2号に該当する事業の補助金の額は、補助対象経費に4分の3を乗じて得た額 (当該額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)とし、37 万5千円を限度とする。

(補助金の交付制限)

第6条 第3条各号に該当する事業の一の年度における補助対象者当りの交付回数は、それ ぞれ1回を限度とする。

(交付申請)

- 第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、上越市地方創生推進事業補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
  - (1) 事業計画書(第2号様式)
  - (2) その他市長が必要と認める書類
- 2 第3条第2号に該当する事業にあっては、前項の書類に加えてモデルテーマに対する企画提案書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

(交付決定)

- 第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、市長が別に定める審査基準に基づく審査を経て、補助金の交付の可否を決定するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により、補助金の交付の可否を決定したときは、上越市地方創生推 決定

進事業補助金交付 通知書(第4号様式)により通知するものとする。 却下

(補助事業内容等の変更申請)

- 第9条 規則第6条の規定による承認を受けようとするときは、補助対象者は、上越市地方 創生推進事業補助金事業変更承認申請書(第5号様式)を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、これを審査し、承認の可否を決定したと 決定 きは、上越市地方創生推進事業補助金事業変更承認 通知書(第6号様式)により通知

するものとする。

(実施状況及び結果の発表)

第10条 補助対象者は、市長が必要と認めるときは、補助対象事業の実施状況及び結果を 発表会等で発表しなければならない。

(概算払)

第11条 補助金は、上越市財務規則(昭和46年上越市規則第35号)第87条の規定により、概算払をすることができる。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附則

この要領は、平成28年4月26日から実施する。

附則

(実施期日)

1 この要領は、平成28年7月25日から実施する。

(適用区分)

2 改正後の第10条の規定は、平成28年4月26日以後に申請のある補助金の交付について適用する。

附則

この要領は、平成28年11月1日から実施する。

附則

この要領は、平成29年5月9日から実施する。

附則

この要領は、令和2年4月1日から実施する。

附則

この要領は、令和3年4月1日から実施する。

附則

この要領は、令和3年5月1日から実施する。

附則

この要領は、令和4年10月1日から実施する。

附則

この要領は、令和6年4月1日から実施する。

#### 上越市地方創生推進事業補助金交付申請書

年 月 日

(宛先) 上越市長

申請者 住所 (所在地) 団体等の名称 代表者役職・氏名 (法人・団体の場合は下欄に担当者等を記載することで押印省略可) 電 話 番 号

次のとおり上越市地方創生推進事業補助金の交付を申請します。

事業	( )	名称			
事業の	目的及	び内容	別紙事業計画書のとおり		
事	業	費	(うち補助対象経費	円 円)	
補助金交付申請額		申請額		円	

(上越市暴力団の排除の推進に関する条例に基づく暴力団の排除のための誓約)

- (1) 補助金を暴力団の活動に使用しません。
- (2) 補助金の交付の対象となる事業により暴力団に対し利益を供与することはありません。
- (3) (1)又は(2)に反する場合は、この申請を却下され、補助金の交付の決定を取り消され、 又は交付を受けた補助金を返還することを承諾します。
  - □ 上記について誓約します。 (□にレ点を記入してください。)

責 任 者	(役職)	(氏名)	(連絡先)
担当者	(役職)	(氏名)	(連絡先)

申請者が法人・団体の場合は、「責任者及び担当者」欄を記入することにより、右上の「氏名(代表者氏名)」の欄の押印を省略することができます。

### 事業計画書

事	業(	か 名	称	
		の名称		
所	Ī	生	地	₸
連	絡力	担 当	者	<ul><li>(部署)</li><li>(氏名)</li><li>(連絡先) 電話 FAX</li><li>メール</li></ul>
1	団体	等の植	既要	
設	立	目	的	
活 (	動業	分 種	野)	
設	立	年	月	年 月設立
構	成	員	数	人(年月日現在)
寸	体 等	の沿	革	
2 (1		の概要	Ţ	
	区分		拡き イ き	既に実施している「個別事業」を 充・レベルアップする事業 未実施(計画・構想段階)の「個 事業」を実施する事業
	<b>二</b> 刀			新たに取り組む事業で「具体的施施策」の の実現に資するもの

### 備考

1 「個別事業」は、第2期上越市まち・ひと・しごと創生総合戦略の個別事業リストに掲載する事業のうちから該当するものを全て記載してください。

1」から「D-3-2」までの施策のうちから該当するものを全て記載してください。
(2) 事業の目的・効果
備考 事業がどのように上越市の地方創生につながるかを記載してください。
(3) 事業の内容・実施方法
備考
1 既に実施する「個別事業リスト」を拡充・レベルアップする事業(上記(1)ア)の場
合は、拡充・レベルアップする内容が分かるように記載してください。
2 他の団体と連携する場合は、その内容についても記載してください。
(4) 事業の目標
世本 料は日標ではウ州日標(日標1)より仏教とラ本でましたもの)と割料してくだとい
備考 数値目標又は定性目標(目標とする状態を言葉で表したもの)を記載してください。
(5) 連携
備考

1 他の団体と連携・協力して行う場合は、その状況を記載してください。

2 関係する地域と連携し、広域的なメリットを発揮する場合は、その状況を記載して

2 「具体的施策」は、第2期上越市まち・ひと・しごと創生総合戦略に定める「A-1-

ください。

3	複数の政策分野や具体的施策を相互に関連づけて、	全体として効果を発揮する場合
13	は、その状況を記載してください。	

h  事業(/) ス/バンュー/	(6)	事業のスケシ	> 1	ル
------------------	-----	--------	-----	---

月	実施項目

(7)	次年度以降の事業の見通し・自立性

備考 次年度以降の事業継続や自主財源の確保の見込みを記載してください。

(8) 事業のアピールポイント

備考	新規性	(地域でこれまでにない独自の取組)	地域性	(地域の資源や人材を活用し

備考 新規性(地域でこれまでにない独自の取組)、地域性(地域の資源や人材を活用した取組)等のアピールポイントを自由に記載してください。

(9) 事業の収支計画等

ア 収入の部 (単位:円)

費目	金額	説明
地方創生推進事業		
補助金		
合 計		

イ 支出の部 (単位:円)

費目	金額	説明
合 計		

備考 次に掲げる書類を添付してください。

- (1) 団体等の規約、会則又は定款の写し
- (2) 事業の支出に係る見積書の写し(見積書を添付できない場合は、積算資料)
- (3) 事業の参考資料

## モデルテーマに対する企画提案書

(1) モデルテーマ名 ・企画提案を求めるテーマ⑦~回の中から、該当するテーマをお書きください。
(2) 課題・背景、課題解決の対策 ・(1)で記載したテーマにおける課題や背景、課題解決の対策の観点をお書きください。
(3) 提案する事業との関連性
・提案する事業と(1)で記載したテーマの関連性をお書きください。

### 決定 上越市地方創生推進事業補助金交付通知書 却下

第 号 年 月 日

様

上越市長

年 月 日付けで申請のあった上越市地方創生推進事業補助金の交付につい とおり決定 て、次の したので通知します。 理由により申請を却下

決	定	交付決定額	円
		交 付 条 件	
却	下	理由	

### 上越市地方創生推進事業補助金事業変更承認申請書

年 月 日

(宛先) 上越市長

申請者 住所(所在地) 団体等の名称 代表者役職・氏名

> (法人・団体の場合は下欄に担当者等を記載することで押印省略可) 電 話 番 号

次のとおり事業に係る変更の承認を申請します。

<u> </u>	<b>火のとおり事業に休る変叉の弁恥を申請しより。</b>					
事	業	の	名	称		
変	更	Ø	内	容		
変	更	Ø	理	曲		
事 (	変	業更	後	費 )	(うち補助対象経費	円 円)
補助金交付申請額 (変更後)						田

備考 変更の内容又は理由についての事業計画書、収支計画書等の書類を添付して提出する こと。

責 任 者	(役職)	(氏名)	(連絡先)
担 当 者	(役職)	(氏名)	(連絡先)

申請者が法人・団体の場合は、「責任者及び担当者」欄を記入することにより、右上の「氏名(代表者氏名)」の欄の押印を省略することができます。

# 上越市地方創生推進事業補助金事業変更承認 通知書 却下

第 号

年 月 日

様

上越市長

年 月 日付けで申請のあった地方創生推進事業補助金の交付対象事業にとおり 承 認 ほる変更について、次の したので通知します。 理由により申請を却下

事業の名称	
決定の内容	<ul> <li>□ 次のとおり変更を承認します。         <ul> <li>(補助金交付額)</li> <li>・既決定額</li> <li>・増減額</li> <li>・変更決定額</li> </ul> </li> <li>□ 次のとおり変更の承認申請を却下します。         <ul> <li>(理由)</li> </ul> </li> </ul>